

## アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成 7 年 12 月 8 日（制定）  
平成 17 年 3 月 22 日（改正）  
平成 24 年 11 月 29 日（下線部改正）

- 1) 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た 2 校間に限る。その際、許可申請は両校ともに当該の所属連盟に申請手続きをすることとする。なお都府県境地域で、近隣の学校との合同練習は例外として許可する。
- 2) 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合はできない。
  - ① 自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
  - ② どちらか一方の部員数が 15 人程度以下で、十分な練習ができないもの。
  - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
  - ④ 前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に 5 回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。
- 3) 「部員不足に大会参加の特別措置」を受けて大会參加した加盟校が翌シーズンも同様の連合チームで大会参加をする場合は上記1)、2) の限りではなく、下記の内容を所属連盟に届け出て許可を得て認めることとする。
  - ① 別紙様式に練習計画、場所、引率責任者など必要事項を記入し、必ず所属の都道府県高等学校野球連盟の承認を得ることとする。なお、練習試合など对外活動を行うことは出来ない。
  - ② 措置で認められた校数であれば、校数は問わない。
  - ③ アウトオブシーズン中に合同練習を行い、翌春に新入部員が入部し、それぞれ単独で春季大会へ出場することも可とする。その場合、単独で大会参加する場合は速やかに所属連盟に申し出ることとする。
  - ④ 単独廃校ルールを適用した加盟校に対しては、原則として単独の学校でアウトオブシーズン中の練習を行うこととする。なお、翌春の春季大会に、引き続き単独廃校ルールで大会参加をする際には、各都道府県によって春季大会の開催時期が異なるため、その都度、所属連盟と加盟校で対応を検討することとする。
  - ⑤ 合同練習を行う際は、移動中に必ず事故の無いよう責任教師が責任を持って引率する。
  - ⑥ 合同練習を行う際、連合チームの関係する全ての学校長の承認を必要とする。

以上

## 『高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定』

(平成 25 年 5 月 24 日改正)

<下線が改正箇所>

### (1) アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは 12月1日より翌年3月19日までとする。

### (2) アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に主点を置くこと。

ただし、3月8日から学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3月8日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合することは差し支えない。

### (3) 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって3週間を超えないこととする。なお曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

### (4) 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。

以 上

# [写]

日本高野連発第12-0074号  
平成24年11月29日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
加 盟 校 学 校 長 殿  
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟  
会 長 奥 島 孝 康

## 部員不足による連合チームのアウトオブシーズン中における合同練習について

日本高等学校野球連盟では、本年5月24日付で「部員不足による大会参加の特別措置」（日本高野連発第12-0013号）を通達し、これまで認められていなかった部員不足による連合チームの大会参加について認めることとしました。

これに伴い、この措置で大会へ出場した加盟校が翌シーズンの春季大会も同様の連合チームで参加する意思がある場合に限り、アウトオブシーズン中に合同練習を行うことについて、別紙の通り、規定及び手続きを定め、都道府県高等学校野球連盟の承認を得て、認めることとしました。

これは、来春に開催される春季大会へ向けて冬季練習をより充実して行えるようにしたものです。

都道府県高等学校野球連盟におかれましては、上記の改正の主旨を十分にご理解いただき、その主旨に沿ってアウトオブシーズン中の活動が行われますよう、よろしくご指導ください。